


## 1 条例の基本事項

条例の名称	いばらきの快適な社会づくり基本条例		
担当課（室）	政策調整課	公布日	平成19年12月25日
報告の根拠	いばらきの快適な社会づくり基本条例 第12条（年次報告）		

## 2 条例の概要

1 目的 （第1条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民誰もが快適な生活を享受できるいばらきの社会づくりについて、その施策の基本となる事項を定める</li> </ul> <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民、事業者及び市町村の主体的な取り組みを促進</li> <li>○ 現在及び将来の快適な県民生活の創造に寄与</li> </ul>
2 基本理念 （第2条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 快適な生活を享受できるいばらきの社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない</li> <li>(1) 他人への思いやり及び互いに譲り合う精神に満ちた社会が形成されること。</li> <li>(2) 歴史、伝統及び文化が尊重され、県民が誇りを持てる魅力ある郷土が形成されること。</li> <li>(3) 自然を大切にし、循環型社会の形成その他の環境の保全に取り組むこと。</li> <li>(4) 青少年の健全育成のための環境づくりに取り組むこと。</li> <li>(5) 犯罪、事故その他迷惑な行為の防止に努め、平穏で快適に暮らすことができる安全安心な県づくりに取り組むこと。</li> </ul>
3 各主体の責務 （第3条～第5条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県、県民、事業者の責務を明確化</li> </ul>
4 基本方針 （第6条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 快適社会づくりの総合的かつ計画的な施策の実施に関する基本的な方針を定める</li> </ul>
5 推進会議 （第7条～第8条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次に掲げる事項を調査審議するため、快適な社会づくり推進会議を設置</li> <li>(1) 基本方針の策定に関すること。</li> <li>(2) 基本方針の実施の推進に関すること。</li> <li>(3) 関係条例の制定又は改正に関すること。</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の施行に関する重要な事項</li> </ul>
6 その他 （第9条～第13条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報啓発（第9条）</li> <li>○ 県民等・市町村に対する支援等（第10条、第11条）</li> <li>○ 年次報告（第12条）</li> <li>○ 委任（第13条）</li> </ul>